

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

川口市パートナーシップ継続届出書

年 月 日

（宛先）
川口市長

私たちは、連携自治体から受理証明書類似書類の交付を受け、引き続き川口市パートナーシップ届出制度に関する要綱第 2 条の規定に基づき、パートナーシップの関係にあるので、次のとおり届出を行います。

また、この届出書に記載した事項について、転出元の連携自治体へ提供することに同意します。

	届出者	
（フリガナ）		
氏 名		
（フリガナ）		
通称名（※ 1）		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電 話 番 号		

※ 1 通称名は、使用を希望する方のみ記入してください。

※裏面も御記入ください。

届出に当たり、次に掲げる事項について、必ずお二人で確認してください。

確認事項	確認事項（該当項目に「レ」を付してください。）	
関係性	双方又は一方が、性的指向や性自認に係る性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係をいう。	☐
年齢要件	双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年（18歳）に達していること。	☐
住所等要件	次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 （1） 双方が市内に住所を有していること。 （2） 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が届出日から3か月以内に市内への転入を予定していること。 （3） 双方が届出日から3か月以内に市内への転入を予定していること。	☐
近親者等の確認	双方が、近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族をいう。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者は除く。	☐
配偶者等の有無	配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。 また、届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと。	☐
この制度は、法律上の効力が生じるものではないため、法令に基づき実施している行政サービス等については、婚姻関係と同等の対応を保障するものではないことを承知しています。		☐

遵守事項	内容（内容を御理解いただけたら「レ」を付してください。）	
受理証明書等の再交付	紛失、毀損等の事情により受理証明書等の再交付を希望するときは、川口市パートナーシップ届出受理証明書等再交付申請書を提出すること。また、受理証明書等の再交付を受けた後において、紛失した受理証明書等を発見したときは、速やかに発見した受理証明書等を返還すること。	☐
受理証明書等の返還	パートナーシップを解消したとき、又は市内居住要件を満たさなくなったとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。）等は、川口市パートナーシップ届出受理証明書等返還届に受理証明書等を添えて、返還すること。	☐
届出の無効	次に掲げる場合で、市長が受理証明書等を無効としたときは、当該受理証明書等を返還しなければならないこと。 （1） パートナーシップを形成する意思がない場合 （2） 届出書等の内容に虚偽があった場合 （3） その他不正な手段により受理証明書等の交付を受け、又は受理証明書等を不正に使用したことが判明した場合	☐